

令和6年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について

職員の倫理保持については、町民の誤解や不振を招くような行為を防止する総合的な対策として、平成20年9月に「芦屋町職員倫理条例」を制定し、併せて芦屋町職員倫理規則を制定して施行しています。

条例では、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について、その概要を公表することとされており、令和6年度においては次のとおりとなっています。

1. 各種届出等の状況

条例等では、職員の倫理保持の状況をチェックするため、職員は一定の場合には届出等を行うこととされており、その状況は以下のとおりでした。

(1) 利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食をすることができますが、自己の飲食に要する費用が3,000円を超える場合は、あらかじめ管理職員に届け出ることとされています。

区分	届出件数	相手方
町長部局	20	民間企業の方や、社団・財団法人など、公益的な性格を有する事業等を行っている団体に属する方です。
ボートレース事業局	0	
教育委員会	0	
その他の行政委員会	0	

<前年度との比較>

区分	届出件数		前年対比
	5年度	6年度	
町長部局	27	20	△7
ボートレース事業局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
その他の行政委員会	0	0	0

※届出については、1人の職員につき1回の飲食ごとに行うこととなっています。従って、例えば5人の職員が1回の飲食に参加した場合の件数は、5件とカウントされます。(以下の届出についても同様です。)

※なお、多数の者が出席する立食パーティ等の場合は、禁止行為の例外となります。

(2) 講演等に係る承認の状況

職員は、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をする場合は、あらかじめ管理職員の承認を受けることとされています。

令和6年度においては、承認実績はありませんでした。

また、本制度開始後ありません。

(3) 贈与等報告書による報告の状況

管理職員は、事業者等から1件5,000円を超える贈与等を受けた場合は、任命権者に贈与等報告書を提出することとされています。

なお、令和6年度分の贈与等報告書の記載内容について、職員倫理審査会で審査を受け、疑義なしとの結果となりました。

区分	届出件数	相手方
町長部局	26	利害関係者以外の者から講演に係る報酬を受領したものや、学校等での講師に対する報酬です。
ボートレース事業局	0	
教育委員会	0	
その他の行政委員会	0	

<前年度との比較>

区分	届出件数		前年対比
	5年度	6年度	
町長部局	20	26	6
(うち病院部門)	0	0	0
ボートレース事業局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
その他の行政委員会	0	0	0

2. 倫理条例等に違反することを理由として行った懲戒処分等の状況

令和6年度において職員が倫理条例等に違反して懲戒処分等を受けた実績はありませんでした。

なお、倫理条例等に違反することを理由とした懲戒処分は、本制度開始後ありません。